

今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針

令和2年6月

目黒区

目次

1	現状.....	1
	(1) 児童館	
	(2) 学童保育クラブ	
2	課題.....	2
	(1) 児童館・学童保育クラブ共通	
	(2) 児童館	
	(3) 学童保育クラブ	
3	課題解決の方向性.....	14
	(1) 総合的な放課後等の居場所づくり	
	(2) 児童館等の役割の再検討	
	(3) 児童館・学童保育クラブ運営の民間活力の活用検討	
	(4) 運営に関する評価の検討	
	(5) 円滑な人事異動と人材育成の検討	
4	取組の具体化策.....	18
	(1) 総合的な放課後等の居場所づくり	
	ア 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）	
	イ 児童館・学童保育クラブ拡充整備	
	(2) 児童館等役割再構築計画	
	(3) 区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）	
	(4) 運営に関する評価の導入	
	(5) 円滑な人事異動と人材育成の推進	
5	今後のスケジュール.....	22
	参考資料.....	23
	○ 方針策定の経緯	
	○ 検討経過等	
	○ 資料1～10	

1 現状

(1) 児童館

- 児童館とは、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設である。本区においては、昭和49年目黒区民センター児童館の開設以来、令和2年3月までに15館（公営¹12館、民営3館）を設置している（資料1）。
- 対象者は、主に0歳から18歳未満の子ども及びその保護者である。利用者数は平成30年度には15館全体で延べ約56万人で、1館あたり平均116人/日が利用している（資料1）。開館日は月曜日から日曜日であり、開館時間は9時で、閉館時間は中央町児童館及び平町児童館については20時、その他の児童館は月曜日から金曜日が18時で、土曜日・日曜日は17時である。休館日は第2日曜日及び第4日曜日、こどもの日を除く国民の祝日に関する法律に定める休日、そして12月29日から1月3日までの期間である。
- 本区においては、平成2年8月に独自の「目黒区児童館運営指針」（平成27年10月5日改定）を策定し、子どもの遊びや生活の支援、心身ともに健やかな育成、地域における子育て・子育ての連携及び支援、そして子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援を目的に運営している。
- 施設としては、国の「児童館の設置運営要綱」等に基づき、集会室（プレイルーム）、遊戯室、図書室、図工室、学童保育クラブ育成室及び事務室などで構成される。児童館の事業として、各児童館で乳幼児クラブ・ベビー活動、児童館まつり、ランドセル来館、平和祈念のつどい、中高生活動及び移動児童館・出張児童館などを行っている（資料2）。

(2) 学童保育クラブ

- 学童保育クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業で、放課後等において小学校に就学している留守家庭等の児童に対して、小学校施設や児童館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図っている。本区においては、昭和42年に鷹番小学校、上目黒小学校内に学童保育クラブ開設以来、令和2年3月までに31か所（公設公営17か所、公設民営10か所、民設民営4か所）を開設している（資料3）。
- 対象者は、主に小学校1年生から3年生（障害のある児童は6年生）で、

¹ あり方方針では、民間事業者に運営委託をする「民営」に対し、区職員が直接運営（直営）する施設を「公営」と表現する。

平町児童館学童保育クラブ、烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及びそのした学童保育クラブの3つの施設は6年生まで受入対象としている。受入上限数の推移は資料3のとおりである。開設日は月曜日から土曜日であり、開設時間は、平町児童館学童保育クラブ、烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及びそのした学童保育クラブについては、学校休業日は8時から19時まで、学校休業日以外は下校時から19時までである。その他の学童保育クラブは学校休業日（土曜日を除く）では8時15分から18時15分まで、学校休業日以外（土曜日を除く）は下校時から18時15分、そして土曜日は8時30分から18時までである。

- 本区においては、昭和56年2月に独自の「目黒区学童保育クラブ保育指針」（平成27年10月5日改定）を策定し、子どもの安全・安心な生活の場を確保し、子どもの生活と遊びを支援することで子どもの健全育成を図るとともに、保護者が安心して働き続けるために子育て家庭の就労等を支援することを目的に運営している。
- 施設としては、「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「基準条例」という）」に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画、支援の提供に必要な設備及び備品等が必要である。そして、専用区画等は放課後児童健全育成事業を開所している時間帯を通じて専ら供する必要がある。

2 課題

子どもの数の増加や子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、児童館・学童保育クラブを取り巻く環境は変化しており、行政に対する要望も変化してきている。

今後の児童館・学童保育クラブのあり方を考える上で、児童館・学童保育クラブをめぐる社会ニーズの変化に対応した事業を展開するためには、次の課題に対応する解決策を示していくことが求められる。

(1) 児童館・学童保育クラブ共通

ア 子ども・子育て支援新制度への対応

- 平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、すべての子育て家庭を対象に、社会ニーズに応じた様々な子育て支援の充実が求められている。
- 子育て家庭に対し、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う利用者支援事業を、平成29年度から区総合庁舎のほ・ねっとひろばで開始した。

平成29年度は105件であった相談件数が、平成30年度には536件となり、ニーズの高さが際立っている（資料4）。

- また、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる地域の子育て支援拠点（子育てふれあいひろば）事業を、これまで上目黒住区センター児童館（0歳～2歳児対象）や6か所の保育園（菅刈・第二上目黒・原町・第二ひもんや・八雲・目黒）で実施している。平成30年度からは区総合庁舎（ほ・ねっとひろば）でも開始したところ、平成30年度のほ・ねっとひろばの利用者（0歳～未就学児対象）が前年度と比べ4,586人増加し、19,930人となっている。同様に、上目黒住区センター児童館の子育てふれあいひろばにおいても、平成30年度の利用者数は前年度とほぼ横ばいであったものの、相談件数は倍増の628件であり、やはりニーズが高い状況である（資料4）。なお、平成30年12月から柿の木坂二丁目、同様に令和2年1月からは大橋二丁目でも民間の子育てふれあいひろばに運営費の補助を行っている。

- そして、学童保育クラブについては、各自治体が基準条例を制定することが必須になるとともに、対象児童が小学校3年生までから6年生までに拡大した。本区では、前述の3施設で対応しているが、今後需要の実態に応じた検討が求められる（障害のある児童は全学童保育クラブで受入を実施している）。

また、5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」が義務化され、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズの把握が求められる。

イ 放課後子ども総合プランによる影響

- 平成26年7月に国から各自治体あてに通知があった「放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後等に一時的に使用していない特別活動室など小学校施設を徹底的に活用し、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子供教室（ランドセルひろば、ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所（以下、「ランドセルひろば（拡充）」という）や子ども教室）を同一小学校内で実施する、いわゆる一体型事業の計画的な整備を主として進めていくこととしている。
- また、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が通知され、小学校内に学童保育クラブの整備とともに、ランドセルひろば（拡充）等のさらなる充実が求められている。

- 国全体の目標（令和元年度から令和5年度まで）として、①学童保育クラブについては令和3年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を図り、令和5年度末までに約30万人分を整備、②新たに学童保育クラブ又はランドセルひろば（拡充）などを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する学童保育クラブの約80%を小学校内で実施、③令和5年度末までにすべての小学校区で学童保育クラブ及びランドセルひろば（拡充）等を一体的に又は連携して実施し、うち一体型については1万か所以上で実施としている。
- 本区においても、平成30年2月に「放課後子ども総合プラン」を推進することが決定され、小学生や保護者が状況に応じて多様な放課後の居場所を選択できるようにする必要がある（資料5）。

また、児童館併設も含めた既存の学童保育クラブと放課後子ども総合プランの運営方法等の整理の必要がある。そして、放課後子ども総合プランが実施されることで、他区の事例から小学生の主な放課後の居場所が児童館から小学校へ拠点が移っていくことが想定される。

しかしながら、子どもたちが地域の中で育っていくという視点も踏まえ、放課後は学校の外で過ごしたいと望む小学生や、区立小学校以外に通学する小学生の居場所の確保が求められている。
- 本区も含め都心区共通の課題として、児童数増加による学級数増加により、特別教室や特別活動室を普通教室化しており、余裕教室を学童保育クラブの育成室とする小学校内学童保育クラブの整備が困難な状況である。学校現場も現在の学校施設で教育活動を工夫しながら行っている中で、放課後子ども総合プランのための教室確保は大変困難な状況であることを踏まえ、放課後等に使用していない特別活動室等を一時的に活用する、いわゆるタイムシェア方式も含め、柔軟な整備が求められる。
- 平成31年4月から東根小学校と中根小学校で実施している放課後子ども総合プランモデル事業においては、児童館業務等を経験した区職員であるコーディネーターが、ランドセルひろば（拡充）における学校との活動場所や事故発生対応などの調整、危機管理や利用者満足度向上に向けた委託事業者への指導・監督、子ども教室の運営の代表者等と学校施設の利用調整、移動児童館や出張児童館の日程等調整、運営協議会（仮称）の事務局などを担当し、事業の円滑な運営に努めている。
- また、放課後子ども総合プラン本格実施に向けて、他区の事例の調査研究やモデル事業の検証・評価などを行う必要があるとともに、各小学校へ拡大していくにあたっては、地域との関係構築も含めコーディネー

ターの育成が重要である。

ウ 児童館・学童保育クラブの運営体制

- 児童館・学童保育クラブの職員配置については、常勤職員の配置基準の変更や児童館の開館日・時間の変更に伴い、児童館・学童保育クラブ全職員の半数近くを会計年度任用職員²で配置してきた。
- 会計年度任用職員の配置状況は、10年以上前には応募者が多数あり、十分な数の人材を確保できたが、現在は他の自治体が学童保育クラブ等の運営を民間事業者に委託することが多く、保育業界全体で人材が不足して会計年度任用職員の確保が困難になってきたことから欠員状態が常態化している。

また、学童保育クラブの入所希望者の増加、障害児の受入枠の拡充など、さらに会計年度任用職員を増員する必要もあり、平成29年度には会計年度任用職員の定員103人の中で30人が欠員となっていた。

- 会計年度任用職員の欠員補充対策として、平成30年度から報酬額を約2万円弱引き上げるとともに、人材派遣の導入や通年募集に切り替え、さらに、求人メディアを活用して対応してきた。その結果、令和元年5月1日現在、会計年度任用職員の欠員は14名となっている。

しかしながら、昨今の待機児童対策の影響で子育て支援の求人が増えていることによる民間施設の常勤職員への転職や、不安から不適應を起こすケース、配置職場と自分の理想との差異などにより毎年退職者が出るため、根本的な解決が図られていない。

- 常勤職員についても高齢化が進み、平成31年3月末現在、117人の職員の中で5年後までには13人が、10年後までには39人が定年退職となる。その結果、50代職員と再任用職員数が全体の約40%を占め、仮に退職者が再任用で5年間雇用された場合、全体の約55%となる。

また、30代後半から40代の職員が他の年代に比べ少ないことから、児童館・学童保育クラブの経験豊富な職員が退職する間に、さらなる知識・技能の継承を行っていかなければならない。運営体制の抜本的な改革として、業務委託化の推進や職員の集約化を図っていくことが求められる。

さらに、質の向上を図るためにも、また、人材確保の観点からも、幅広い年齢層に対応できるように保育士資格のほか、教員免許状の取得者

² 令和2年度から非常勤職員は会計年度任用職員に移行した。

などの採用についても柔軟に検討していくとともに、硬直化している人事状況を打破し、幅広い視野を持って業務を進めていくために、様々な職場へ異動し、多くの業務を経験しながらスキルアップすることが求められる。

エ 運営に対する評価

- 児童館・学童保育クラブの事業については、「目黒区子ども総合計画」や「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」等に基づき運営してきた。

しかしながら、児童館については、公営民営ともに毎年児童館ガイドライン等に沿った評価などが行われていない状況である。

今後は、平成30年に改正された児童館ガイドラインを理解するための確認ツールを用いて、児童館ガイドラインを踏まえて改定予定の「目黒区児童館運営指針」に沿った運営を確認し、運営の改善と方向性の確認を行う評価を実施していくことが求められる。

なお、学童保育クラブについては、公営民営問わず利用者アンケートを行い、事業運営に反映させてきたが、民営の学童保育クラブのみ自己評価を行うこととなっている。

- 児童館・学童保育クラブともに利用者や地域の意見を取り入れながら、運営についての評価を行い、利用者の視点を反映しながら、運営の改善や方向性の検討、職員の質の向上を目指していくことが求められる。

オ 行革計画等への取組

- 限られた財源の中で、児童館・学童保育クラブのサービス向上等への課題に的確に対応し、運営水準を維持しつつコスト縮減を図るために運営の委託化を進めていく必要がある。特に学童保育クラブの民間事業者による運営については、利用時間の延長や他区における様々な事象の運営実績、そして放課後子ども総合プランを経験していることから、サービスの拡充において大きな効果が得られる可能性が高い。行政需要の適正範囲も合わせて検討を進めていくことが求められる。

また、運営費についても、民営の学童保育クラブは対象年齢を6年生までとし、運営時間を19時以降にすることなどにより、これまでの国や都の補助金に加え、都型学童クラブ事業として都独自の補助金の歳入も見込めるため、積極的な検討が求められる（資料6）。

- そして、本区では区立児童相談所・一時保護所の設置を目指しており、同時に子ども家庭支援センターのより一層の強化が求められていることから、目黒区行革計画の重点戦略である「人財」を最大限に活かす経

営を推進するため、児童館等で福祉的な課題に対応している福祉職の人材を活用していくべきである。

カ 配慮を必要とする子どもへの対応

- 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）に基づき、児童館・学童保育クラブでも合理的配慮が法的義務になっている。保護者の思いに耳を傾け、できる範囲で受けとめていくこと、ともに過ごす仲間と同様に活動していくことができるよう、より一層の工夫が求められている。
- 児童館・学童保育クラブは、生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭等、様々な課題を抱えている子どもたちも利用している。職員は、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携を図りながら、こうした家庭の子育てを支援する役割を担っており、児童虐待やいじめ等の発生予防、早期発見・早期対応に努めなければならない。本区においては平成30年3月に忘れることができない痛ましい事件が発生していることもあり、児童館・学童保育クラブの役割はこれまで以上に大きくなっている。
- また、児童館・学童保育クラブには、外国籍の子どもや外国から帰国した子どもも利用している。ことば、制度、文化の違いから集団生活に不安や困難を感じている子どもや保護者もいるため、このような子どもや保護者に対して配慮し、丁寧に対応することが求められている。

キ 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（平成31年3月）

- 小学校就学前児童保護者調査では、児童館はサービス等の認知状況・利用経験・利用意向としては、保育園や幼稚園の園庭等の開放などを抑え最も高いが、子育てや教育に関し気軽に相談できる先としては、5.1%となっており、保育園の34.7%、近所の人9.3%より低い状況であった。

また、ほ・ねっとひろばや子育てふれあいひろば、乳幼児クラブや乳幼児のつどいなどの利用意向は非常に高い割合となっており、保育園などを利用せずに在宅等で子育てしている保護者は、身近に利用できる居場所を欲していることが分かる。そして、小学校低学年時に希望する放課後の過ごし方としては、習い事の割合が最も高く、その次に学童保育クラブや自宅、放課後フリークラブ事業や放課後子ども総合プランなどとなっている。

サービスを受けたい希望時間としては、学童保育クラブは19時までが55.1%と最も高く、20時までという希望も含めると75.9%

となっており、放課後子ども総合プランについても同様の傾向が見られている（資料7-1）。

- 小学生保護者調査では、放課後の過ごし方の希望として、現状のままでもよいという割合が一番高かったものの、放課後子ども総合プランの利用や、学童保育クラブの利用期間（6年生まで）の延長も求めていることが分かった（資料7-2）。

ク 事業内容の再構築

- 児童館・学童保育クラブの事業については、子どもたちの健全育成支援、保護者の就労支援等の目的で、計画的に事業を実施してきた。

しかしながら、子ども・子育て支援新制度への対応など、社会状況やニーズの変化等から、現在の児童館・学童保育クラブの事業についての要望も踏まえつつ、利用する子どもや保護者等の声を聞きながら、利用者の視点を反映させていくことが求められる。

特に、児童館については、子育てや子どもに関する相談や支援の充実に向けた利用者支援事業を行うほ・ねっとひろばとの連携、さらに子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援センターとの連携を図ることにより、妊娠期からの支援を行い、乳幼児期の子どもへの接し方を助言するなど子育て家庭に寄り添った取組を行っていくとともに、学童保育クラブについても子どもの変化を捉えた対応がより一層求められる。

また、子育てアプリの導入などにより、利用者ニーズに応えられるような児童館・学童保育クラブの取組を整理していくことも求められる。

（2）児童館

ア 子育て家庭への支援や地域の子育て支援活動の拠点

- 児童館は、子どもだけの支援にとどまらず、社会のワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てを通じての保護者・地域住民等の地域活動等、連携の場として、地域において更なる子育て支援の拠点となることが求められている。

しかしながら、学童保育クラブの入所希望者増加による受入体制の確保などから、学童保育クラブの運営を優先して行っている状況であり、児童館毎に乳幼児クラブやつどい、出張児童館などの事業を実施しているものの、児童館事業の縮小や活動部屋の閉室を行っていた時期もあった。事業運営の工夫などで最大限閉室しないよう努力しているが、子育て家庭への支援や地域における子育て支援の拠点としては十分な状況とはいえない（資料7-1、7-2）。今後は、保護者が気軽に相談でき、子育て家庭を孤立化させずに支援していけるよう、より一層乳幼児

の活動の支援や相談事業を推進していくことが求められている。

イ 児童館ガイドラインの改正

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年に児童館ガイドラインが策定された。その後、児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた見直しが課題となった。そして、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館のさらなる機能拡充を目指すため、平成30年10月に改正された。
- 子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえ、拠点性・多機能性・地域性の施設特性の中で、子どもの発達段階に留意しつつ、配慮が必要な子どもへの対応として、児童館職員に対して、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等に適切な対応を求めていることや、子育て支援の実施についての取組が改正の大きなポイントである。本区においても、改正児童館ガイドラインの内容を踏まえつつ、例えば子ども家庭支援センターへ相談に行くにはハードルが高いと思う保護者にとって、児童館のような身近な施設で乳幼児対象の事業に参加しながら気軽に相談できることに加え、配慮が必要な児童への対応、乳幼児と中高生世代との触れ合い体験、そしてこれまで以上に地域団体等と協働等していく児童館運営が求められる。

ウ 児童館の利用促進や中高生対応

- 過去3年間の児童館の利用者数は、資料1のとおりほぼ横ばいであり（※平町児童館分を除く）。前述のとおり1日1館あたりの利用者数は116人程度であり、年少人口の増加に伴う児童館の利用者の増加にはつながっていない。
- 過去3年間の小学生の児童館の利用者数は、資料1のとおり年々減少している（※平町児童館分を除く）。今後、放課後子ども総合プランが展開されることになり、他区同様、小学生の児童館の利用者数はさらに減少することが予想される。

また、児童館主催事業への参加者数についても、資料2のとおり年々参加者数が減少している（※平町児童館分を除く）。必ずしも利用者数のみが評価の対象ではないが、アンケートなどの意見を参考に各児童館で検証しつつ、事業内容の工夫をし、利用を促進していくことが求められる。

- 事業別の参加者数の実績は資料2のとおりである。特に「乳幼児クラ

ブ活動」については、他の事業と比較して事業実施回数及び参加者数ともに突出している。

また、「中高生対象事業」については、他の事業と比較して事業実施回数に対する参加人数は少ないものの、中高生の安心な居場所として、保護者や地域の要望があり、目黒区子ども総合計画でも重要な課題の一つとしており、開館時間の延長も含め検討が求められる。

一方、児童館の利用促進に顕著には表れにくいですが、中高生情報誌「めぐろう」の編集、カルタDEめぐろの取組、そしてティーンズフェスタなどは、中学生や高校生への今後の社会参加・参画に繋げるための児童館事業として評価すべきである。

- 教育委員会が実施しているランドセルひろば事業は、校庭で放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供しており、区立小学校全校（22校）で実施している。実施日数は小学校によって異なるが、平成30年度は112日から176日実施しており、年間延べ人数は174,955人、利用者数は1日あたり1,178人で一校あたり約54人/日となる（資料8）。これは児童館の小学生の1日あたりの利用者数とほぼ同程度である。さらに、平成31年4月から東根小学校及び中根小学校で、放課後子ども総合プランモデル事業として、学童保育クラブとは別に実施しているランドセルひろば（拡充）においては、1日あたりの利用者数は100人以上となっており（資料9）、また、緑が丘児童館、八雲住区センター児童館及び平町児童館の移動児童館・出張児童館の効果もあり、200人弱となる日もあることから、小学校内で実施される事業は、放課後の居場所の選択肢として必要とされていることが利用者数に反映されている。
- 令和元年8月26日から9月7日に実施したランドセルひろば（拡充）の利用者アンケートによると、事業への感想として、児童は「とても楽しい」、「まあ楽しい」の合計が、東根小学校が94%、中根小学校が97%となっている。
また、保護者は「大変満足」、「概ね満足」の合計が、東根小学校が93%、中根小学校が92%となっており、児童・保護者ともに満足度が高いことが分かる。そして、小学校で放課後を過ごすことへの賛同が97%以上あり、保護者の小学校への信頼感・安心感を示している（資料9）。
- 以上のような背景や、他の自治体では児童館を廃止又は縮小している状況の中、本区においては子どもの放課後の居場所づくりの推進や、子

育て家庭、中高生の活躍の場など、児童館の必要性をさらに高め、利用を促進していくための検討とその実施が求められる。

エ 児童館整備が求められている地域への対応

- 生活圏域整備計画（昭和48年11月策定）については、平成27年度に施設整備に係る事項とその他の各種施策・事務事業に係る事項及びコミュニティ施策に係る事項に分けて、今後の方向性を整理している。その中で、施設整備に係る事項として、施設配置基準の取扱いについては、生活圏域を単位とする施設配置基準を適用することが現状では必ずしも適当ではない施設があるため、今後の区有施設見直し計画策定作業の中で見直しを検討していくこととしている。
- そして、区有施設見直し計画（平成29年6月策定）の中で、他の地区に比べ児童館の数が少ない、南部地区や西部地区への児童館については、民間事業者による運営を基本に、区有施設や民間活力を活用した拡充整備を検討していく必要があるとしている（令和2年3月現在、北部地区3館、東部地区3館、中央地区4館、南部地区2館、西部地区3館）。
しかしながら、中央町児童館や平町児童館のように児童館へ転用できる区有施設がその地域に少なく、また、目黒本町一丁目法務局跡地のように事業採算性を踏まえた民間活力の活用による手法を用いるような土地も無いことから、児童館の拡充整備の見通しが立っていない。
- これまで、児童館整備が求められている地域等への対応として、移動児童館（緑が丘児童館）、出張児童館（東山児童館、目黒区民センター児童館、向原住区センター児童館、原町住区センター児童館、八雲住区センター児童館）事業を行い、保護者や地域からも事業について一定の評価を得ている。今後も移動児童館や出張児童館の事業の継続が求められる。

(3) 学童保育クラブ

ア 入所希望者の増加

- 子どもの数の増加や子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、学童保育クラブは全区域的に需要増となっている。平成27年4月1日現在、1,406人であった在籍児数が、平成31年4月1日現在においては1,797人と1年間で約100人ずつ増えている。
一方、令和2年3月時点で学童保育クラブの受入上限数は2,036人となっている（資料3）。
- 平成30年3月に取りまとめた「目黒区人口・世帯数予測」を基に、学童保育クラブ利用者の需要数を試算した結果、小学1年生から3年生

の学童保育クラブ対象年齢のピークが見込まれる令和7年度には、2,448人となる可能性があり、今後は4年生以上の需要も一定数見込まれることから、学童保育クラブの拡充整備は喫緊の課題となっている。

したがって、新・放課後子ども総合プランや目黒区区有施設見直し方針及び基準条例に基づき、田道小学校や油面小学校のような小学校内への整備や、同じ小学校内でも静養室を含む事務室を確保しつつ、育成室については特別活動室等の一時的な利用（タイムシェア）を積極的に活用する方法で整備していくことが求められる。

また、タイムシェア方式による小学校内学童保育クラブの拡充整備やランドセルひろば（拡充）のほかに、将来的な需要を見据え整備が必要だと思われるなどの場合、区営東が丘一丁目第2アパートの集会所を活用した事例のように、曜日シェアなどで工夫しながら児童館施設も含めた区有施設の活用や賃貸型の整備など民間活力の活用による学童保育クラブ整備を検討すべきである。

ただし、タイムシェア方式を含む小学校内学童保育クラブには運営上の課題もあり、近隣の学童保育クラブや児童館との連携・協力が求められる。

イ 利用要件と利用時間延長及び対象学年の拡大

○ 現在の利用要件は、週3日以上又は4週12日以上としているが、現状では、真に学童保育クラブを必要とする子育て家庭の児童が入所できていない可能性がある。16時に退所する、いわゆる早帰りの状況なども把握しつつ、放課後子ども総合プランを実施していき、学童保育クラブとは別の放課後の居場所の整備を見据えながら、利用基準指数など検討していくことが求められる。

○ 利用時間延長については、前述の目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査の結果や利用者、そして議会からも度々要望が出ていることを踏まえ、サービス向上に資するため、民営化された施設や委託化の推進により、前向きに検討し、実施していくことが求められる。

また、6年生までの対象学年の拡大についても、受入状況等を踏まえ、検討していく。さらに公営についても、特に利用時間の延長は既に実施している保育園などを参考に条件整理をしながら、実施を前提に検討していくことが求められる。

ウ 障害のある子どもへの対応

○ 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）に基づき、2年間の試行を行い、平成28年度より一つの学童保育クラブの障害児の受入人数

を3名程度から拡充している。障害児については利用場所が偏る傾向があり、菅刈学童保育クラブと八雲住区センター児童館学童保育クラブ以外では4名以上の受入の経験がない状況である。

また、目黒区内に放課後等デイサービスが整備され、放課後等デイサービスと学童保育クラブの併用利用される方も増えてきたため、学童保育クラブの利用状況も変化してきている。今後、職員配置や保育内容の工夫の検討も求められる。

- 医療的ケア児については、受入に向けて2年の準備を経て、令和元年度より2つの学童保育クラブに入所している。今後も毎年利用する児童は増えることが予想されるため、他所管と連携し、看護師の確保、職員が補完的に医療的ケアを行うことができるように喀痰吸引等研修（第3号研修）を受講することなど受入体制について検討していくべきである。
- 受入学童保育クラブにおける知識や経験の共有化を図り、公営民営に関わらず継承していく体制づくりを行っていくことが求められる。

エ 学童保育クラブの大型化

- 基準条例では、一つの支援単位を構成する児童数は概ね40人以下としているが、当分の間60人もしくは別途定める人数としている。学童保育クラブが全区域的に需要増となっている中で、今すぐに改善できる状況ではないものの、まずは1支援単位60人規模以下、そして将来的には基準条例に定める適正規模の実現を目指し、学童保育クラブ事業の充実を図っていくことが求められる。

オ 民営学童保育クラブとの連携・支援

- 令和2年3月時点で、区内の学童保育クラブは31か所あり、そのうち民営の学童保育クラブは14か所となっている。今後、放課後子ども総合プランの趣旨に基づき小学校内や区有施設の活用等による学童保育クラブを整備し、運営していくにあたっては、利用時間の延長やランドセルひろば（拡充）も含めた一体型事業などのサービス向上等を踏まえた民営による運営は避けられない。

したがって、利用者需要のピークが見込まれる令和7年度に向かって学童保育クラブの施設数の増加のみならず、民営が公営の施設数を上回ることが予想され、公営への指導のほか、民営への指導監督業務が増大することになるため、子育て支援課や近隣児童館との連携も含め学童保育クラブの質を確保する体制づくりを行わなければならない。

- 小学校内で放課後子ども総合プランを実施していくと、小学校内学童保育クラブやランドセルひろば（拡充含む）、子ども教室の連携だけで

はなく、小学校外にある児童館や学童保育クラブとの連携も重要である。

例えば、東根小学校で実施している放課後子ども総合プランモデル事業においては、小学校の理解・協力等により、東根学童保育クラブの在籍児童とランドセルひろば（拡充）に登録している児童のみならず、小学校外にある東が丘学童保育クラブや、令和元年8月1日に開設した東根第二学童保育クラブの在籍児童も、ランドセルひろば（拡充）の活動場所である校庭や体育館などで活動している。

- 令和元年度に開設したそらのした学童保育クラブは、委託形式の運営ではなく補助形式の運営方法となり、区に協議をすることになるが、保育時間の延長や習い事の実施などの独自サービスを展開できるようになる。これは、全区域的に一律の事業形態から独自のサービス向上の事業が加わり、入所希望者の希望施設の判断に影響し、現在の小学校の学区に基づき入所申請できる学童保育クラブの制限に影響を及ぼすことにもなる。なお、令和2年4月開設のこどもの森学童保育クラブも同様である。
- 今後、安全で安心な学童保育クラブの運営を行っていくためには、委託契約の仕様書や補助要綱の基準に基づく運営をさせるだけでなく、積極的に区が関わりをもって国や東京都の情報の共有や各事業者が相談できる体制を早急に作り、委託・補助事業者への支援を行っていくべきである。

3 課題解決の方向性

改定した目黒区子ども総合計画の「基本目標V 子どもが地域で育つ（1）魅力ある居場所の拡充」の中で、「児童館ガイドラインの改正や放課後子ども総合プランの推進など、児童館を取り巻く状況が著しく変化しており、新たな基本構想の検討状況を踏まえて、児童館のあり方等の検討を行う必要がある。」と位置づけていることから、児童館・学童保育クラブ共通の課題、児童館及び学童保育クラブの各々の課題をまとめ、課題解決の方向性について、次のとおり整理することとした。

（1）総合的な放課後等の居場所づくり

- 子どもの数の増加や子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、「放課後子ども総合プラン」を中心とした総合的な放課後等の居場所に対する需要がより高まっている。
- 特に学童保育クラブは留守家庭等の小学校低学年の児童にとっては、家庭、学校に次ぐ第3の居場所であり、子どもが18時以降まで過ごせる場

があるということは、保護者等にとっては安心できる。

また、校庭のみならず特別活動室や体育館など活動場所を拡充したランドセルひろば（拡充）は、保護者の就労等に関わらず放課後等の過ごし方の選択肢が増える状況となる。

- 「放課後子ども総合プラン」の一つである、教育委員会が実施している子ども教室は、学童保育クラブに在籍する児童も含め、学校や習い事などでは体験できないような文化・芸術・集団活動に触れることができる。学童保育クラブ、ランドセルひろば（拡充）、子ども教室や児童館が連携しながら子どものさらなる安全、かつ、多様な体験ができる居場所づくりを推進していく必要がある。
- 本区においても「放課後子ども総合プラン」を実施可能な小学校から実施していくこととしている。推進していくにあたり、学童保育クラブと、子ども教室やランドセルひろば（拡充）の両事業を同一小学校内で実施する、いわゆる一体型のモデル事業を平成31年4月から実施しているが、「放課後子ども総合プラン実施検討委員会」などで、一体型モデル事業を検証評価しつつ、他区の事例調査・研究しながら環境整備する必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、小学校内に学童保育クラブやランドセルひろば（拡充）の整備を進めているが、特に東部地区の児童数急増の推計から、小学校内の事業だけでは放課後の居場所が不足する可能性があるため、6年生までの対象学年の拡大を踏まえながら、小学校外についても学童保育クラブ整備を検討していく。
- 学童保育クラブが必要な子育て家庭へ配慮した目黒区学童保育クラブ利用基準の見直しや、学童保育クラブ区域の検討が必要である。利用実態を把握し、より保育の必要性が高い児童から入所できるよう、利用基準の見直しを図っていく必要がある。
- また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む児童などや主に在宅で子育てしている家庭への支援のために、改定した目黒区子ども総合計画のとおり、半径400mから500mで児童館の空白地、かつ、児童館整備が求められている南部地区の碑住区地域及び西部地区の東根住区地域について、民間事業者による運営を基本に、区有施設や民間活力の活用による整備に向けた検討を進めていく必要がある。

（2）児童館等の役割の再検討

- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたが、核家族化や地域とのつながりの希薄化などに起因した子育て力の低下による

子育て家庭の不安や悩み、孤立などの課題を解消し、子育て中の親子が気軽に集えるように、子育ての交流を促進できるような場を提供し、主に在宅で子育てをしている家庭に対し、より利用しやすい身近な児童館として運営していく必要がある。

また、地域子育て支援拠点として地域とのつながりを強化し、地域全体で子育て家庭を支援できるよう、主任児童委員や青少年委員、子育てふれあいひろば、各子育て支援団体等との連携・調整を図るなど、地域団体等とのさらなる協働も進める必要がある。

- 児童館ガイドラインが改正され、児童館職員に求められる知識・技能は、より一層高いものとなっている。特に、子どもの発達増進から、子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防や子育て家庭への支援、子育てに関する組織や人、そして近隣の幼稚園、中学校や高校などとのネットワークの推進といった機能・役割を担っていく必要がある。

また、区に対しては区立児童相談所・一時保護所の設置を見据えて、子ども家庭支援センターのより一層の強化が求められ、心理職や福祉職などの人材確保・育成が必要であり、児童館ガイドラインが改正される前から福祉的な課題に対応している児童館の職員は、貴重な人材である。子ども家庭支援センターで実践的なスキルをより一層高め、児童館職員として再度勤務することになれば、そのスキルを別の職員へ継承するといった人材育成ができる。以上のような内容や放課後子ども総合プラン推進による児童館の役割の変化等を踏まえ、社会状況やニーズの変化に対応できる児童館職員の人材育成と運営を行っていく必要がある。

- 学童保育クラブの利用時間延長については、社会ニーズの変化を踏まえ、条件整理をしながら、公営民営問わず実施を前提に検討していく必要がある。

また、6年生までの対象学年の拡大についても、子ども子育て支援新制度への対応や受入状況等を踏まえ、実施に向けて検討を進める必要がある。

(3) 児童館・学童保育クラブ運営の民間活力の活用検討

- 児童館・学童保育クラブに配置する職員数は、児童館運営や学童保育クラブの保育の質や、職員のワーク・ライフ・バランスや士気に影響し、最終的には子育て支援サービス全体に直結することになる。本区においては、知識・技能の継承や会計年度任用職員の欠員などの課題を抱えている。
- 学童保育クラブについては、全国では18時30分以降も開所してい

る割合が約57%であるのに対し、本区は令和2年3月現在で施設数の約10%となっており、利用時間の延長を求めている利用者に対し、サービスの向上が図れていないのが現状である。その要因としては、民営による運営が全国では施設数ベースで約67%に対し、本区は令和2年3月現在で約45%に止まっていることが挙げられる（資料10）。

- 今後、行政需要の適正範囲の検討を進めつつ、子育て家庭へのさらなる支援や中高生対応などの児童館事業の再構築、子ども家庭支援センターのより一層の強化のための人材活用、児童館・学童保育クラブ職員としての知識・技能の継承、児童館・学童保育クラブの利用時間延長に対するワーク・ライフ・バランスの推進などを見据えた職員の集約化、そして利用（開館）時間の延長によるサービス拡充などの様々な観点から、民間による運営を導入していく必要がある。その際、現行の委託化計画と同様に、これまで実施してきた業務の確実な履行や職員の配置基準を担保するとともに、学童保育クラブについては保育の質も担保できるよう、公営による継続したきめ細かな連携及び支援や円滑な引継ぎを行う必要がある。

- 今後、民営の児童館や学童保育クラブが増えていく中で、「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に沿った公営との連携、サービスの維持向上に資する体制づくりを行う必要がある。

また、医療的ケア児への対応とその経験の共有化なども行っていく必要がある。

（4）運営に関する評価の検討

- より良い運営を行い、サービス向上に資するため、児童館や学童保育クラブの公営民営問わず、評価の見える化を行うべきである。「厚生労働省社会保障審議会児童部会の遊びのプログラム等に関する専門委員会」などにおいて、児童館ガイドラインを理解するための確認ツールが示されており、学童保育クラブについては運営事業者による自己評価や市区町村による評価のみならず、第三者評価を導入している自治体もあり、自己チェックリストも示されている。本区においても、そのような事例を調査研究しながら、利用者アンケートのみならず、「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に沿った評価ができるような仕組みづくりを行う必要がある。

（5）円滑な人事異動と人材育成の検討

- 児童館・学童保育クラブの人事異動を活性化することで、児童館・学童保育クラブのさらなる質の確保・向上を図る必要がある。現場を支援する子育て支援課、放課後子ども総合プランのコーディネーターを担う

放課後子ども対策課、そして子ども家庭支援センター、ほ・ねっとひろば、保育園などへの異動を通して、職員が幅広い視野を持ち、相談業務、運営支援等のスキルアップをしていくとともに、組織の活性化に繋げていくために、円滑な人事異動を行っていく必要がある。

- また、これまでも職場内研修PTによる新人研修や中堅研修などを実施しているが、ベテラン職員がより積極的に講師役となり、知識・技能の継承を図っていくとともに、すべての職員が他区の現状を把握し分析しつつ、外部の研修を積極的に受講しながら、さらなるスキルアップを行う必要がある。

4 取組の具体化策

(1) 総合的な放課後等の居場所づくり

ア 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）

- 本区の放課後対策事業の課題解決と、新たな子どもの放課後の居場所づくりを推進するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標や児童数増加による学級数増加が進む学校現場を踏まえながら、令和2年度中に目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）を策定し、放課後子ども総合プランを着実に推進していく。

- 計画期間は目黒区子ども総合計画の計画期間にあわせて、令和3年度から令和6年度までの4年間とし、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、一体型を中心とした小学校内学童保育クラブとランドセルひろば（拡充）等の計画的な整備等を実施可能な小学校から順次実施する。

- 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）では現在の子ども教室の事業を引き続き実施しつつ、未実施校の拡大や開催日の拡大などを図っていく。

また、ランドセルひろば（拡充）を提供することで、子どもや保護者が、それぞれの状況に応じて、多様な放課後の居場所を選択できるようにする。

- 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）の実施により、小学校内を中心に放課後の居場所づくりが推進されていくことや、今後の行政需要、児童数の推移、学童保育クラブの整備状況、その他社会ニーズの状況等を踏まえ、小学校外にある学童保育クラブの活用の方向性について、10年後を見据えた検討を行う。

イ 児童館・学童保育クラブ拡充整備

- 本方針を踏まえて、碑住区地域や東根住区地域への児童館の整備に向けた具体的な検討にあたっては、児童館の役割再構築に合った検討を行う。
- 児童館の拡充整備にあたっては、民間事業者による運営を基本に、職員住宅等の跡活用検討の方向性を踏まえ、地域等と意見交換しながら整備に向けた検討を進めていく。
- 学童保育クラブの拡充整備にあたっては、目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）に基づき、小学校内学童保育クラブを中心に進めていく。

小学校内学童保育クラブについては、児童数増加による学級数増加により、特別教室や特別活動室を普通教室化していくことから、占有の育成室が確保できない場合は、課題はあるが放課後等に使用していない特別活動室等を一時的に活用する、いわゆるタイムシェア方式も含め、拡充整備していく。

なお、タイムシェア方式での拡充整備の場合、その後の児童数の推移や教育活動の状況等を踏まえ、整備後も小学校施設の利用方法について、小学校と継続的に協議をしていく。

また、学級閉鎖時などは、学校外での運営を検討していく。

- 新規開設の学童保育クラブについては、子ども子育て支援新制度やニーズの状況を踏まえ、できる限り対象学年を拡大していくとともに、利用時間の延長も求められていることなどから、民間事業者による運営を基本として実施していく。

（２）児童館等役割再構築計画

- 本方針や目黒区区有施設見直し方針等を踏まえて、児童館等の機能・役割について、子どもの福祉的な課題への対応、子育てに関する相談支援などを中心に再構築し、令和２年度中に児童館等役割再構築計画を策定する。
また、この計画と合わせて「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」の改定等についても検討していく。
- 全ての児童館に共通して、学童保育クラブが放課後子ども総合プランに移行する状況に応じて、利用状況の変化が予測される。児童館の利用対象の変更は行わないが、乳幼児親子の遊び、学び、交流を拡充することや、18歳未満の子どもや保護者を対象とした活動のほか、相談窓口を全ての児童館に設置し、子育てや子どもに関する相談や支援の充実を図るなど、子育てを孤立させない地域における子どものための拠点として、より一層気軽に利用できる親しみのある施設としていく方向で検討

する。

- 各地区で施設規模が大きい児童館は、放課後子ども総合プラン実施校の支援や、中高生対応などを充実させた施設とし、特に中高生対応については、各地区の中心的施設として位置づける方向で検討する。

なお、中高生や地域団体が活動できるよう開所時間の延長も視野に入れ、運営主体については今後、区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）の中で整理していく。

- 上記以外の児童館は、「児童館ガイドライン」、「目黒区児童館運営指針」を踏まえ、より一層目黒区の子育て支援施策を推進する役割や補完避難場所等としての役割、民間事業者への指導・監督及び運営支援、妊産婦から18歳以上の若者も含めた切れ目のない支援などの先駆的な役割に係る検討及び調整など、目黒区の児童館における子育て支援を統括する施設に位置づけ、公営を基本とする方向で検討する。

また、地域子育て支援拠点として、さらに幼稚園、小学校、中学校及び高校など子育てに関する組織や人、地域とのつながりを強化し、地域における子どもの健全育成の環境づくりを推進していく。

- 学童保育クラブについては、今後は民営が増えていくことから、公営において「放課後児童クラブ運営指針」、「目黒区学童保育クラブ保育指針」に基づいた学童保育クラブの質を向上させるための調査研究、民営に対する運営支援体制強化、地域との連携、職場倫理の確立等の推進を行っていく。

- 令和元年度に児童館等役割再構築計画PTを設置し、学童保育クラブの利用時間延長については実施を前提とした検討を行うとともに、6年生までの受入対象学年の拡大については「目黒区学童保育クラブ保育指針」の改定や放課後子ども総合プランによる影響、受入状況等を踏まえながら検討していく。

- 現在、放課後子ども総合プランモデル事業で連携して行っている移動児童館・出張児童館での工作や伝承あそびなどの実績を踏まえ、放課後子ども総合プラン本格実施後の連携についても検討していく。

- 目黒区民センターの見直しに関わり、これまでの施設ごとの区民サービスの提供から、施設単位にとらわれない多様な活動を基本に、民間活力を積極活用しながら、全面改築を含めた検討が進められている。

この目黒区民センターの見直しを踏まえ、区内最大規模、最大利用者の児童館である目黒区民センター児童館の児童館機能のあり方を検討する。

（3）区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）

- 平成25年度に公営児童館・学童保育クラブの5施設を委託化する計画を策定し、すでに4施設についての委託化が完了しており、残り1施設（令和4年度の鷹番学童保育クラブ）となっている。
- 次なる計画として、まずは放課後子ども総合プランを推進するために、小学校内学童保育クラブを対象に検討する。
また、児童館を含め住区センター併設、単独施設、別の複合施設などの施設ごとや地区ごとの整備方針を踏まえて検討し、令和2年度中に策定する。
- 利用時間の延長、民営化対象施設の地域での子育て支援の現状及び各施設の特徴等を踏まえたサービスの拡充を図るため、利用者・保護者とも意見交換をしながら施設・地域に相応しいものを構築していく。
- 「児童館ガイドライン」、「放課後児童クラブ運営指針」、「目黒区児童館運営指針」及び「目黒区学童保育クラブ保育指針」に基づき、円滑な運営と保育の質の確保や確実な履行の担保などを図っていく。
- 特に、学童保育クラブの引継ぎは十分に行えるよう、実施期間や引継ぎの職員配置等を検討していく。
また、共同保育など引継ぎの具体的な方法も含め検討していく。

(4) 運営に関する評価の導入

- 学童保育クラブの利用者アンケートについて、令和元年度から目黒区公式ホームページでの公表を準備し、併せて国の設置基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく自己評価を全施設で行うこととし、ともに目黒区公式ホームページで令和2年2月から公表している。
- 児童館・学童保育クラブの運営内容について、公営民営を問わず、評価の見える化を図るため、令和2年度中に運営に関する評価方法を検討していく。
- 児童館ガイドラインを理解するための確認ツールや自己チェックリストについてなど、示されている事例を調査研究しながら、利用者アンケートによる自己評価のみならず、「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に沿った評価ができるような仕組みづくりを検討し、実施していく。

(5) 円滑な人事異動と人材育成の推進

- 児童館・学童保育クラブの職員（一般）の人事異動に関し、異動希望の偏りが見られることなどから、児童館・学童保育クラブの職員構成にも影響を及ぼしている。児童館等の職場の活性化のための児童館・学童保育クラブ相互異動の基準、その他の職場への異動基準（経験年数等）

等の協議事項を検討する。

- 職場内研修PTによる研修や各職場でのOJTを中心に知識・技能の継承を図る研修を充実させるとともに、職員体制を整えて外部の研修を受講するなど、職員の自己啓発の支援に努め、配慮を必要とする子どもへの対応や福祉的な課題に適切に対応することができる人材を育成していくための検討を行う。

また、人材育成・活用を進めるためには働きやすい良好な職場環境が基盤となるため、メンタルヘルスへの取組やハラスメントへの取組などを「目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針」に盛り込むなどし、よりよい職場づくりを推進していく。

- 地域や学校その他相談機関等との連携など様々な業務を経験し、課題に対応できる知識・能力を向上させていくために、職場内での情報共有を十分に行いながら、互いに協力し合う意識を高め、安定的な児童館・学童保育クラブの運営を実施できる体制づくりを進める。

5 今後のスケジュール

(1) 総合的な放課後等の居場所づくり

ア 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）

【放課後子ども対策課】

※「放課後子ども総合プラン実施検討委員会」で検討中
令和2年度中に策定

イ 児童館・学童保育クラブ拡充整備【放課後子ども対策課】

※「目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（仮称）」や「改定目黒区子ども総合計画」に基づき拡充整備

(2) 児童館等役割再構築計画【子育て支援課】

目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針の改定

【子育て支援課】

令和2年度中に策定

(3) 区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）

【放課後子ども対策課】

令和2年度中に策定

(4) 運営に関する評価の導入【子育て支援課】

令和2年度中に検討・導入

(5) 円滑な人事異動と人材育成の推進【子育て支援課】

異動の基準や人材育成について、令和2年度中に検討